

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	北海道ニセコ町

## ニセコ町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 ニセコ町役場農政課  
所在地 虻田郡ニセコ町字富士見 5 5 番地  
電話番号 0 1 3 6 - 4 4 - 2 1 2 1  
F A X 番号 0 1 3 6 - 4 4 - 3 5 0 0  
メールアドレス nousei@town.niseko.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス、以下同じ。）、キツネ、タヌキ、エゾシカ、アライグマ、ヒグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	北海道ニセコ町 全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス類	メロン、トマト、かぼちゃ、ブロッコリー、農業用施設等	被害面積 1.66ha 被害金額 220千円
キツネ	スイートコーン等	被害面積 3.30ha 被害金額 350千円
タヌキ	スイートコーン、トマト、ブドウ等	被害面積 4.30ha 被害金額 300千円
エゾシカ	ジャガイモ、スイートコーン、水稻、大豆、小豆、ブドウ、かぼちゃ、牧草等	被害面積 141.30ha 被害金額 5,500千円
アライグマ	スイートコーン、メロン、水稻等	被害面積 16.30ha 被害金額 1,710千円
ヒグマ	被害なし	

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	内 容
カラス類	町内全域で出没が見られる。 播種後の新芽の食害や苗の引き抜き、収穫期のスイートコーンや果菜類の食害、ビニールハウスなど農業施設への破損被害が発生している また、市街地での営巣時期の威嚇行動やごみを荒らす等の生活環境被害が発生している。
キツネ	町内全域で出没が見られる。 収穫時期のスイートコーン等の食害が発生している。
タヌキ	町内全域で出没が見られる。 収穫時期のスイートコーン等の食害、が発生している。
エゾシカ	町内全域で出没が見られる。 播種後の新芽の食害やジャガイモ畑等に侵入し作物の踏み付けや掘り返しなどの被害が発生している。

アライグマ	町内全域で出没が見られる。 収穫期のスイートコーンや果樹の食害、倉庫や畜舎、ビニールハウス等農業施設に侵入し、施設や施設内の保管物の汚損被害が発生している。
ヒグマ	山間地域で、目撃情報があるが、農業被害や人的被害は発生していない。

### (3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
カラス類	220千円	150千円
キツネ	350千円	245千円
タヌキ	300千円	210千円
エゾシカ	5,500千円	3,850千円
アライグマ	1,710千円	1,195千円
ヒグマ	被害なし	人への被害の未然防止

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	被害防止対策の内容	課 題
捕獲等に関する取組	<p>ニセコ町は、電気柵や威嚇機材などの鳥獣被害防止対策機材の購入に対し1/2（上限10万円）の補助、新規の狩猟免許新規取得に係る狩猟免許申請手数料及び狩猟免許試験予備講習料の補助を行っている。</p> <p>平成26年5月にニセコ町有害鳥獣対策協議会に発足し、情報共有、連絡体制を整備した。</p> <p>○カラス類 銃による捕獲、箱わなの設置。</p> <p>○キツネ・タヌキ・アライグマ 箱わなの設置。</p> <p>○エゾシカ 銃（ライフル銃を含む）による捕獲、くくりわなの設置。</p> <p>○ヒグマ 出没時の注意喚起。必要に応じて、猟友会に要請。</p>	<p>一般社団法人北海道猟友会倶知安支部ニセコ部会（以下「猟友会」という。）会員の高齢化、担い手不足による新たな担い手の育成。</p>
防護柵の設置等に	○ニホンジカ（エゾシカ）、アライグマ 各農家で、電気柵や爆音器などの威嚇機材の設置	電気柵等の設置の普及及び管

関する取組	を行い効果がみられるため、町で実施している補助事業の周知を図り、今後さらなる普及を図る。	理の徹底。
生息環境管理その他の取組	特になし	

#### (5) 今後の取組方針

関係機関と連携し、被害防止に向けて迅速に対応できるような体制を整備する。電気柵や威嚇機材などの鳥獣被害防止対策機材の購入補助を継続し農家の自衛を推進する。

担い手育成対策として新規の狩猟免許新規取得に係る狩猟免許申請手数料及び狩猟免許試験予備講習料の補助を継続し捕獲従事者の確保を図る。

##### ○ヒグマ

出没情報をホームページ等で公開し、看板を設置などにより注意喚起を促す。出没状況に応じて猟友会と連携し、パトロールの強化、捕獲及び追い払いを行う。

##### ○エゾシカ

農作物被害を及ぼす恐れのある個体について、銃器及びくくりわなにより捕獲を行う。

##### ○カラス類

農作物被害や営巣などによる生活環境被害を及ぼす恐れのある個体について、銃器及び箱わなにより捕獲する。

##### ○キツネ・タヌキ

農作物被害を及ぼす恐れのある個体について、箱わなにより捕獲する。

##### ○アライグマ

箱わなによる捕獲を行い、生息域及び個体数の拡大を阻止し、地域からの排除を目指す。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

ニセコ町と有害鳥獣駆除委託契約を締結した猟友会が町の指示の下、有害鳥獣駆除を実施する。

鳥獣被害対策実施隊は猟友会から推薦があったものを任命し、身分は非常勤職員特別職としている。

ニセコ町有害鳥獣対策協議会の構成員である各関係機関と連携、協力し、効果的な対策を協議するとともに、有害鳥獣からの被害を最小限にとどめる。

アライグマの捕獲・駆除は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に

関する法律に基づく「防除実施計画」により、わな猟免許所持者及び防除従事者が行う。

- ・一般社団法人北海道猟友会倶知安支部ニセコ部会  
（銃器免許10名・わな猟免許15名）
- ・アライグマ・タヌキ用箱わな（小120台 中40台）
- ・エゾシカ用くくりわな 50台
- ・センサーカメラ（6台）
- ・熊用箱わな（1台 令和5年度導入予定）

（2）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	カラス類、キツネ、タヌキ、エゾシカ、アライグマ、ヒグマ	ワナ免許等狩猟免許取得促進、有害鳥獣の習性などに関する知識を取得する研修の開催及び猟友会による現地指導
令和6年度	同上	同上
令和7年度	同上	同上

（3）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
被害が現実には発生する恐れが高い時に、当該出没個体を捕獲することとし、数値目標は設定しない。但しアライグマについては、アライグマ防除計画に基づき可能な限り捕獲する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
カラス類 キツネ タヌキ エゾシカ ヒグマ	該当出没個体	該当出没個体	該当出没個体
アライグマ	可能な限り捕獲する		

捕獲等の取組内容
捕獲手段については、猟友会、鳥獣被害対策実施隊及びわな猟免許取得者の協力のもと、銃器及びわなによる捕獲に取り組むこととする。捕獲等の実施予定場所はニセコ町内一円とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃は、散弾銃とは異なり遠距離からの狙撃が可能であり、また散弾銃と比べ威力が高く、ヒグマ及びエゾシカのような大型獣の捕獲に有効なため捕獲する際に必要である。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

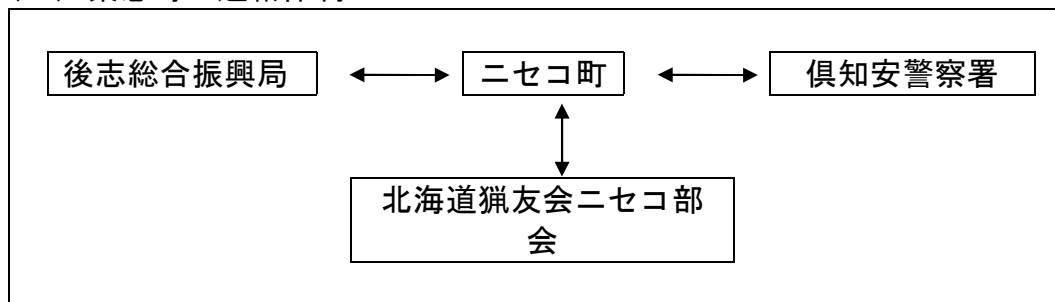
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	カラス類 キツネ タヌキ エゾシカ ヒグマ アライグマ	ニセコ町は、会議や広報等を通じて、被害防止に係るPR等の取り組みや啓蒙用看板の設置を行う。 農家の自衛対策推進のため、鳥獣被害防止対策機材の購入に対し1/2（上限10万円）の補助、狩猟免許新規取得に係る狩猟免許申請手数料及び狩猟免許試験予備講習料の補助を行う。
令和6年度	同上	同上
令和7年度	同上	同上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
ニセコ町	関係機関との連絡・調整、被害実態調査。被害防除施策の立案・実地指導
ようてい農業協同組合ニセコ支所	被害実態調査、情報提供、農業関係者への注意喚起
南しりべし森林組合	山林所有者の植栽被害軽減対策・協力、出没痕跡など情報提供
倶知安警察署ニセコ駐在所	緊急時の被害防除指導・協力、被害周辺への注意喚起
一般社団法人北海道猟友会 倶知安支部ニセコ部会	有害鳥獣関連の情報提供、捕獲の実施（銃器、箱わな、くくりわな）

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

一般廃棄物として処理するが、捕獲位置により搬出困難な場合は現地埋設とし、食用可能な部分は自家消費する。  
 ヒグマ捕獲後はヒグマ捕獲票を北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係へ提出し、検体の一部（大腿骨、臼歯、肝臓）を地方独立行政法人北海道立総合研究機構環境科学研究センター自然環境部に提出する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	エゾジカ・クマにおいては、食用可能な部位は自家消費する。
皮革	捕獲したヒグマを利用し、はく製や敷物等に使用する場合は、クマ類製品化登録申請を北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係に提出する。
ペットフード その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	ニセコ町では、安定供給できるほどの捕獲が見込めないため、実施しない。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	ニセコ町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
ニセコ町役場農政課	協議会会長は、ニセコ町長とする。 協議会に関する連絡・調整、被害実態調査。被害防除施策の立案・実地指導を行う。
ようてい農業協同組合ニセコ支所	被害実態調査、情報提供、農業関係者への注意喚起を行う。
南しりべし森林組合	山林所有者の植栽被害軽減対策・協力、出没痕跡など情報提供を行う。
倶知安警察署ニセコ駐在所	緊急時の被害防除指導・協力、被害周辺への注意喚起を行う。
一般社団法人北海道猟友会倶知安支部ニセコ部会	有害鳥獣関連の情報提供、捕獲の実施（銃器、箱わな、くくりわな）を行う。

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道後志総合振興局産業振興部農務課	被害状況の報告等、被害防除対策への助言。
北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課	捕獲許可申請、被害防除対策への助言。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊は猟友会から推薦があったものをニセコ町長が任命し、協議会と連携を図り効果的な捕獲に取り組む。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

ニセコ町有害鳥獣対策協議会が中心となって対策を推進していくが、各種団体等においても積極的な関与を促し集団で取り組みを進めていく。

## 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

ニセコ町有害鳥獣防止計画は、運用の上で内容が実態に合わない場合は、関係機関と協議の上、計画変更を随時行うものとする。